

公立大学法人埼玉県立大学の中期目標について

資料 2

中期目標について

- 地方独立行政法人法の規定に基づく、埼玉県立大学が達成すべき業務運営に関する目標
- 設立団体の長が定め、法人に指示し公表する
- 目標期間は6年間であり、次期目標を定める必要がある（期間：令和4年4月1日～令和10年3月31日）

第2期中期目標に掲げる4つの基本目標

- 【教育】 保健、医療、福祉分野の専門職と連携・協働し人々の健康を支える人材の育成
- 【研究】 専門分野に関する基礎的研究や地域・時代の要請に応える実践的研究の推進
- 【地域貢献】 教育・研究の成果を生かし、地域社会の課題解決や地域活力の創造に貢献
- 【大学運営】 公立大学法人化の利点を生かし、機動的・戦略的な大学運営体制を確立

数値目標の設定（達成状況の評価基準を明確化）

項目	第1期(H22～H27)	第2期(H28～R3)
進路決定率	100%	100%
県内就職率	60%	60%
科学研究費補助金採択件数	平成21年度比30%増加（=57件）	每事業年度65件以上
自主財源比率	平成20年度決算比5ポイント向上（=42.3%）	每事業年度44%以上

次期中期目標における数値目標の考え方

中期目標における数値目標の考え方

- 地方独立行政法人法において、中期目標にはその管理や評価に資する定量的な指標等の具体性が求められている。
→ 中期目標において数値目標を設定すべき
- 公立大学法人の中期目標は知事が定め、議会の議決を経なければならないとされており、中期計画は知事の認可を受けなければならないとされている。 → 主要な数値目標については引き続き知事や議会が関与すべき
- 他方、法人化から2期12年が経過することから、大学の発展段階に応じた見直しが必要。

数値目標案と県立大学の意見

項目	第2期(H28~R3) 目標値	第3期(R4~R9) 目標値の案と考え方		県立大学の意見
進路決定率	100% (R2実績:99.3%)	100%	○理念を掲げる意味を含め設定すべき	○100%が理念であることを中期目標に明記してほしい
県内就職率	60% (R2実績:53.4%)	60%	○高齢化の進展する本県において、福祉保健分野の専門人材の育成確保が必要 ○開学の目的や県費による運営費補助から、目標は必要	○入試制度の見直しが必要となり、その影響の反映までに6年かかる ○入試制度の見直しの影響を十分に検討する必要がある
科学研究費補助金採択件数	毎事業年度65件以上 (R2実績:80件)	中期目標では数値目標を定めない (中期計画でKPIを設定)	○既に件数の目標は達成しており、量から質への転換を図るべき	○中期計画に定める内容等は大学の判断に任されるべき
自主財源比率	毎事業年度44%以上 (R2実績:43.2%)	毎事業年度44%以上	○県費による運営費補助をしており、財務規律の維持や健全性の向上のための継続的な取組が必要	○学納金の増額は困難であり、新型コロナの影響により達成が極めて困難な状況